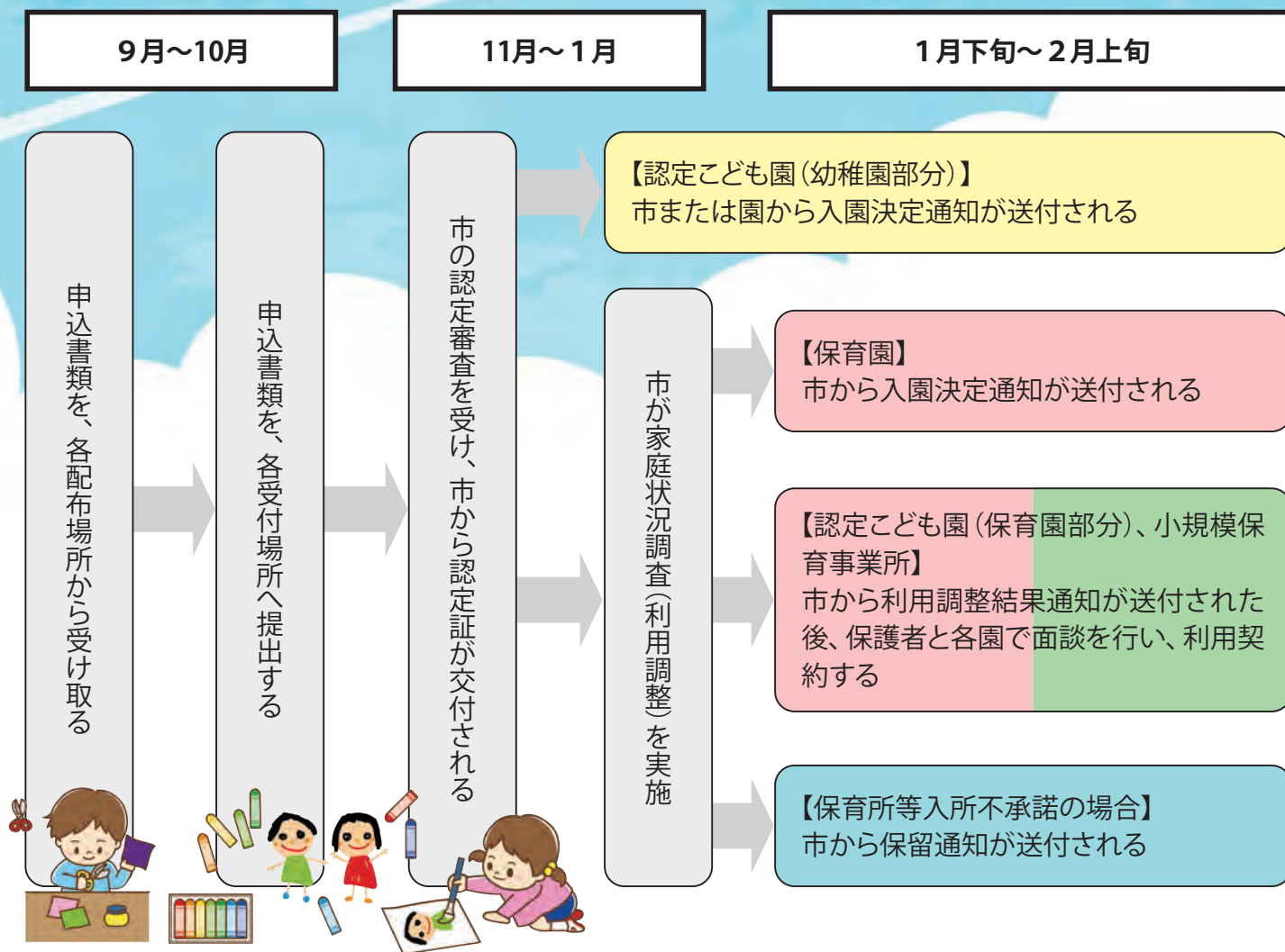


■令和9年度入園手続きの流れ



【注意事項】

- ・市内に住民票のある人が、市外の幼稚園や保育園などに通う場合も菊川市での認定の手続きが必要です。
※希望の園が市外の場合、申込締切が菊川市と異なる場合がありますので該当市町に問い合わせください。
- ・市外在住で菊川市内の園を希望される人の申込期間も10月1日（木）～10月16日（金）となります。お住まいの市町を通じ、期日までに手続きをお願いします。
- ・2・3号認定は、申請書に記入された希望園で、入園の利用調整を行います。記入のない園の利用調整は行いません。
- ・認定こども園（保育園部分）、小規模保育事業所を利用する場合は、市から送られる通知だけでは入園決定とはなりません。各園との面談で利用契約を締結する必要があります。
- ・園によっては、既に定員を満たしている場合や希望者多数のため、入園できない場合があります。

■入園手続きの説明動画を公開！

市内保育園・認定こども園（保育園部分）・小規模保育事業所への入園を希望する保護者を対象に、入園手続きの説明動画を公開します。 ※対面での入園手続き説明会は実施しません。

公開日 8月20日（木）

内容 保育園などの入園申し込みから決定までの流れを説明します。

市公式YouTube（右記）からご覧ください。

